

基準 5 経営・管理と財務

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）の設置者である学校法人光星学院（以下、法人）は、「学校法人光星学院寄附行為（以下、寄附行為）」第 3 条に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校を設置し、学術技芸を授けるとともに、カトリックの精神に則る道德教育を施し、高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することをもって目的とする」と掲げ、教育基本法、学校教育法その他の関連法令に基づいて運営している。また、「学校法人光星学院公益通報に関する規程」に基づき、公益通報者保護法に準拠した体制を整備している。

さらに、「学校法人光星学院運営組織規程」などに基づき、組織体制を構築するとともに、教育機関としての公共性を高め、社会の要請に応える運営を行っている。

なお、平成 26(2014)年 6 月 27 日に公布された学校教育法の改正に伴い、関係する法人内の諸規程すべての見直しを行い、関連規程を改定し、大学のガバナンス体制の強化を図った。

【資料 F-1】 寄附行為

【資料 5-1-1】 学校法人光星学院寄附行為施行細則

【資料 5-1-2】 学校法人光星学院公益通報に関する規程

【資料 5-1-3】 学校法人光星学院運営組織規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「寄附行為」第 3 条に定める法人の目的実現のため、理事会、評議員会および常任理事会は毎年度具体的な事業計画を策定し、当該年度経過後に事業報告書を取りまとめ、評価を行っている。

財政再建のため、理事会は平成 17(2005)年度に第 1 次経営改善計画を策定し、人件費の削減を柱とした経営基盤の強化に取り組み、着実な成果を挙げた。平成 22(2010)年度には第 2 次経営改善計画（5 ヶ年）を策定し、法人全体の使命・目的の実現に向けた努力を着実に継続した結果、計画最終年にあたる平成 26(2014)年度末に帰属収支差額（現基準名：基本金組入前当年度収支差額）の実質的な黒字化を達成した。しかし、平成 30(2018)年度は法人全体としての学生生徒等納付金の減少や、看護学科の大学への改組による補助金減少などの影響が大きく、基本金組入前当年度収支差額（以下、収支差額）はマイナス 1 億 6,500 万円となった。

平成 28(2016)年度に学長を座長とする「新学院構想戦略会議」を設置し、法人全体の諸

課題克服の検討を進めた結果、本学の校名変更、ライフデザイン学科の募集停止など、抜本的な改革を実現した。平成 29(2017)年度には改革計画の着実な実施、ならびに第 3 次中期 5 ヶ年計画における継続審議事項の検討のため、「新学院構想戦略会議」を改組して理事長を座長とする「経営会議」を新たに設置した。「経営会議」での審議を経て、理事会での承認を得て、法人全体のグローバル展開および本学の介護福祉学科の開設申請を行った。

なお、平成 31(2019)年 4 月にそれまでの経営会議を「総合企画室会議」と名称変更して経営計画の立案と検討を行っている。

【資料 F-1】 寄附行為

【資料 5-1-1】 学校法人光星学院寄附行為施行細則

【資料 5-1-4】 第 1 次経営改善計画書

【資料 5-1-5】 第 2 次経営改善計画書

【資料 5-1-6】 平成 30(2018)年度経営会議議事録

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、法人全体で「節電・節水」に取り組み、教育機関ごとの光熱水費の使用状況報告を E メールで配信して消費エネルギーの節約に努めている。

人権については、個人情報の保護およびハラスメント防止に配慮している。本学の教職員・学生・保護者の個人情報は、「学校法人光星学院個人情報保護規程」および「八戸学院図書館個人情報保護規程」に基づき、保護している。また、ハラスメント防止のために、「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、相談員を配置している。

【資料 5-1-7】 学校法人光星学院個人情報保護規程

【資料 5-1-8】 八戸学院図書館個人情報保護規程

【資料 5-1-9】 学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程

安全管理については、「学校法人光星学院危機管理規程（以下、危機管理規程）」に基づき、危機に際しての対処方法、連絡体制などを明確にしている。また、現在の学内危機管理体制は、夜間の警備に関しては警備会社に委託しているが、非常時には昼夜を問わず「危機管理規程」に基づいた対応を行う。なお、平成 23(2011)年 4 月に「危機管理マニュアル」を作成し周知したほか、毎年緊急連絡網を教職員に配付している。現在、法人全体の危機管理マニュアルを策定中である。

【資料 5-1-10】 学校法人光星学院危機管理規程

【資料 5-1-11】 八戸学院大学短期大学部危機管理マニュアル

学生の学外での事件および事故については、学生委員会や学務部・教務学生課が中心となって対応している。また、交通事故防止のために、地元警察署や自動車教習所の協力を得て、交通安全講習会を毎年度 4 月と 9 月に実施している。

【資料 5-1-13】 交通安全講習会に関する資料

防火管理については、「八戸学院大学短期大学部防火管理規程（以下、防火管理規程）」に基づき、防火管理組織および自衛消防隊組織を設置し、消防訓練（消火、通報、避難）を毎年実施している。この「防火管理規程」第 6 条の消防用設備等の点検基準に基づいて自主点検および業者委託点検を実施し、その結果を消防署に届け出ている。また、AED

(自動体外式除細動器)を幼児保育学科棟に2台、大学校舎に計5台を設置しており、外部機関が実施している講習会に職員を毎年度派遣することで、緊急時に対応できる体制を整えている。

【資料 5-1-14】八戸学院大学短期大学部防火管理規程

【資料 5-1-15】平成30年度消防訓練実施計画書

【資料 5-1-16】平成30年度八戸地域防災協会事業所研修会の開催案内

教職員の健康を確保するため、「学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程」に基づき、定期健康診断を毎年度実施している。また、衛生管理者による職場パトロールとして、「チェックリスト」を用いて、毎週定期的に点検を実施している。

【資料 5-1-17】学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程

【資料 5-1-18】衛生管理者職場パトロールのチェックリスト

さらに、労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックが義務化されたことに伴い、平成28(2016)年から毎年全教職員を対象に実施している。

【資料 5-1-19】ストレスチェックの案内および調査票

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

法人全体の学生・生徒数の増加や経営基盤の強化に向けた改革の推進を、「総合企画室会議」の下で行う。

関連規程に基づき、環境保全、人権、安全への配慮を推進する。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

「寄附行為」第12条に基づき、法人の最高意思決定機関として理事会を、同第17条に基づき、理事会の諮問機関として評議員会を設置している。また、法人の業務を円滑に運営するため、「学校法人光星学院寄附行為施行細則(以下、寄附行為施行細則)」第5条に基づいて常任理事会を設置している。

法人の管理運営に関する基本方針は、私立学校法、「寄附行為」および「寄附行為施行細則」をはじめとする関連諸法令に基づいて定められている。

【資料 F-1】寄附行為

【資料 5-1-1】学校法人光星学院寄附行為施行細則

【資料 5-1-3】学校法人光星学院運営組織規程

理事会は、内部理事5人および外部理事3人の8人で構成されている。内部理事は理事長、大学長、幼稚園長、国際教育局長および事務局長の5人である。外部理事は弁護士1人、企業経営者2人であり、本学の管理運営に関して幅広い視野から検討し意見を述べている。理事会の決定事項は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議(以下、運

営会議) および八戸学院大学短期大学部教授会(以下、教授会)で報告・周知されている。

理事会機能を補佐する会議として常任理事会を設置しており、常任理事5人(理事長、大学長、幼稚園長、国際教育局長、事務局長)と教育部門長(短期大学部学長、大学学部長1人、高等学校長2人、幼稚園長2人)および常勤監事で構成されている。毎月1回定例で開催し、管理部門はもとより教学部門の情報交換・討議の機会を設けている。平成30(2018)年度の常任理事会は、4月から翌年3月まで計10回開催され、理事会に上程する案件の審議や各施設の状況報告、情報共有などを行った。

学長は評議員会および常任理事会の主要な構成員であり、本学の意思を常任理事会などに上程することにより、法人の運営に本学の意思が反映されるよう努めている。

【資料 5-2-1】平成 30 年度理事会議事録

【資料 F-10】平成 30 年度理事会開催状況(開催日、理事・監事の出席状況)

法人・本学の管理運営体制は、図 5-2-1 のとおりである。また、平成 30(2018)年度の開催状況は、理事会議事録のとおりである。

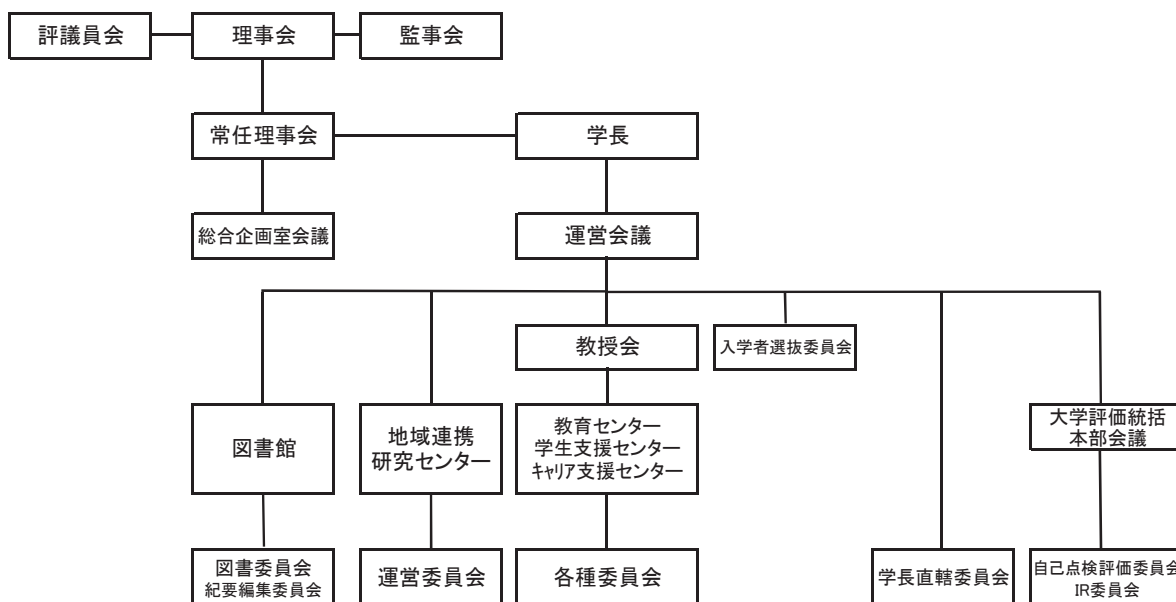


図 5-2-1 法人・本学の管理運営体制

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

平成 28(2016)年度にスタートした、第 3 次中期 5 ヶ年計画「新立体的総合学院構想」に基づき、各教育施設の将来構想を段階的に実現する。さらに令和元(2019)年度に立ち上げた「総合企画室会議」のもとで、第 3 次中期 5 ヶ年計画の継続審議事項の検討ならびに追加事項の審議を行う。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会は、法人の設置する学校の管理運営に関する基本方針のほか、財務内容および人事案件等について審議している。

教学部門の審議機関である運営会議および教授会は、主として教育研究に関する基本方針の策定、「学則」および諸規程の制定・改廃、教育課程および単位認定に関する事項、学生の生活指導のほか、教員の採用・昇任に関する事項等について審議している。

【資料 F-3】短期大学部学則

【資料 5-3-1】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程

【資料 5-3-2】八戸学院大学短期大学部教授会規程

学長は、教育および研究に関する重要事項ならびに教学部門の意思を、あらかじめ常任理事会に上程する。理事会においては、これらの事項について活発な意見交換を行っており、管理部門と教学部門との連携が図られている。また、事務局では毎週1回、本学および法人合同の部課長連絡会議を開催しており、情報の共有やコミュニケーションが十分に図られている。

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学長は理事会、評議員会および常任理事会に対して教学部門の意思を的確に伝え、そこでは教学部門の意見を尊重しながらも慎重な審議が行われる。これによって、管理部門と教学部門との連携が図られている。

理事会の決定事項は、法人事務局長補佐・総務部長が運営会議に報告・説明している。理事会の決定事項および運営会議の審議結果は、学務部長が教授会に報告し、情報の共有を図っている。さらに、これらは毎朝開催している学務部部課長会議で報告され、事務職員に対しても周知徹底が図られている。

法人では「寄附行為」第5条第1項第2号において監事を2人～3人と定めており、監事の選任については同第7条において、「監事は、この法人の理事、職員（学校の長、教員その他の職員を含む。以下同じ）または評議員以外の者のうちから、評議員会ならびに理事会の同意を得て、理事長が選任する」と規定している。

【資料 F-1】寄附行為

平成29(2017)年6月1日から金融機関役員1人を監事に加え、会計事務所経営者との2人体制で、定期開催の監事会を含めた業務監査・会計監査を実施している。業務内容は書類監査に止まらず、理事会・評議員会への出席のほか、役員懇談会、会計監査人との情報交換会、主管部の部課長との面談、法人内各種イベント等での意見収集、情報交換に及んでいる。

なお、監事のうち1人は、平成31(2019)年4月1日から常勤として業務にあたっている。

評議員の選任については、「寄附行為」第21条に規定しており、理事定数と同様、評議

員定数についても削減を図っている。本学からは学長に加えて学務部長が評議員に選任されており、相互チェックの機能が担保されている。

評議員会は「寄附行為」第 17 条に基づいて理事会の諮問機関として設置され、同第 19 条において、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くこととされている。また、同第 32 条において、理事長は毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算および事業の実績を報告し、評議員会の意見を求めなければならないと規定されている。

平成 30(2018)年度における評議員会や監事会等の実施状況は、評議員会議事録、監事会記録、会計監査人・監事・監査室との情報交換会記録、監事監査記録、内部監査記録のとおりである。

【資料 5-3-3】平成 30 年度評議員会議事録

【資料 5-3-4】平成 30 年度監事会記録

【資料 5-3-5】平成 30 年度会計監査人・監事・監査室との情報交換会記録

【資料 5-3-6】平成 30 年度監事監査記録

【資料 5-3-7】平成 30 年度内部監査記録

【資料 F-10】平成 30 年度評議員会開催状況（開催日、評議員の出席状況）

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

法人と管理運営部門との相互チェック、情報共有などの連携を今後も継続して行う。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

理事会では、第 3 次中期 5 ヶ年計画の継続審議事項の検討ならびに追加事項の審議が行われた。本学に関しては、ライフデザイン学科は定員充足が困難と判断され、平成 30(2018)年度末で廃止した。一方、介護福祉学科を平成 31(2019)年 4 月に開設した。

平成 30(2018)年度も収支差額は厳しい状況にあるが、介護福祉学科の完成年度である令和 2 (2020)年度以降は、学納金の増収により収支差額がプラスになると試算されている。

【資料 5-4-1】平成 30 年度事業活動収支実績

【資料 5-4-2】令和元年度当初予算書

【資料 F-11】独立監査人の監査報告書および計算書類（平成 26 年度～平成 30 年度）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 30(2018)年度は八戸学院大学健康医療学部の入学者数が増えたものの、八戸学院光星高等学校の入学者数の減少が影響し、収支が悪化した。

令和元(2019)年度の入学者数は、幼児保育学科 89 人、介護福祉学科 10 人であり、入学定員充足率は 63.6%であった。短期大学全体の定員充足率は 80.0%である。

法人全体としても、介護福祉学科が完成年度を迎える令和 2(2020)年度までは厳しい収支状況となる予想であり、収支差額のマイナス幅をいかに少なく抑えるかが当面の課題となっている。

外部資金には①各種受託研究・受託事業、②科学研究費補助金、③光星学院イノベーションプログラム（基金）、④八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成がある。

平成 30(2018)年度の各種受託研究・受託事業の実績は、地方自治体 5 件（552 万円）であった。科学研究費補助金については、令和元(2019)年度の交付額は法人全体で 585 万円、本学では 39 万円である。光星学院イノベーションプログラム（基金）については、平成 30(2018)年度は 7,700 万円を獲得し、基金創設から 12 年間で総額 5 億 8,900 万円の寄付を受け、現在の繰越残高は 1 億 4,600 万円となっている。うち、平成 30(2018)年度に本学教員に助成された研究費は 170 万円であった。八戸学院大学短期大学部特別研究助成としては、毎年総額で 150 万円の助成を受けている。

【資料 5-4-3】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程

【資料 5-4-4】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程

【資料 5-4-5】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程

【資料 5-4-6】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程

【資料 5-4-7】 学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）運営委員会規程

補助事業収入はスクールバス維持費、八戸学院光星高等学校・八戸学院野辺地西高等学校の生徒寮運営にかかわるもので、平成 30(2018)年度収入は 1 億 5,200 万円であり、前年度に比べて生徒減少のために約 2,200 万円減少した。

法人全体の収支差額は、経営改善計画前の平成 21(2009)年度は 4 億円超のマイナスだったが、年々マイナス幅が縮小し、平成 26(2014)年度はマイナス 1,900 万円（過年度分減価償却費増の特殊要因あり）となって実質的にプラスを確保し、経営改善計画の目標を達成した。しかし、平成 27(2015)年度は減価償却費増加や図書廃棄等の特殊要因でマイナス 9,200 万円となり、平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度は、学生生徒等納付金の減少と補助金減少等の影響が大きく、収支差額はそれぞれマイナス 9,500 万円、マイナス 1 億 9,400 万円、マイナス 1 億 6,500 万円と悪化した。

本学としての収支バランスは、平成 26(2014)年度プラス 1 億 6480 万円、平成 27(2015)年度プラス 1 億 2670 万円であったが、平成 28(2016)年度はマイナス 1,530 万円、平成 29(2017)年度マイナス 3,870 万円とマイナスに転じ、平成 30(2018)年度は若干改善してプラス 72 万円となった。

【資料 F-11】 独立監査人の監査報告書および計算書類（平成 26 年度～平成 30 年度）

過去 5 年間の財務比率は、表 5-4-1、表 5-4-2 のとおりである。

表 5-4-1 法人全体の各種財務比率

比率	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人件費比率	53.7%	54.3%	55.6%	59.9%	57.1%
人件費依存率	95.4%	95.0%	97.1%	107.7%	106.6%
教育研究経費比率	33.0%	33.1%	34.3%	35.2%	36.6%
学生生徒等納付金比率	56.3%	57.1%	57.3%	55.6%	53.6%
補助金比率	25.2%	26.5%	25.4%	26.3%	29.9%

表 5-4-2 短期大学部単体の各種財務比率

比率	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人件費比率	48.1%	50.0%	66.2%	66.3%	56.2%
人件費依存率	67.4%	68.3%	89.1%	90.1%	83.2%
教育研究費比率	24.8%	26.3%	30.0%	35.7%	33.7%
学生生徒等納付金比率	71.4%	73.2%	74.2%	73.5%	67.6%
補助金比率	20.1%	21.5%	17.9%	18.3%	21.9%

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

「総合企画室会議」が策定した法人全体の中長期計画の下、理事会が財務状況の改善と安定化を図る。

少子化による 18 歳人口減少に伴う学納金収入の減少を見据え、将来の安定的な入学定員数の確保と補助金獲得の強化、収入に見合った支出の抑制を行い収支改善と安定を図る。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

法人の会計処理に関しては、「学校法人会計基準」、「学校法人光星学院経理規程」および「学校法人光星学院経理規程施行細則」に定められている。固定資産および物品等の会計処理は、「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」に、また、「学則」・「八戸学院幼稚園園則」に定める授業料・教育費・教育充実費・実習教育費等以外に各施設が徴収する預り金等の費用に関する会計処理は、「学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱」に定められている。これらの規程等に基づき、各教育施設および総務部財務課で適切に行っている。

【資料 5-5-1】学校法人光星学院経理規程

【資料 5-5-2】学校法人光星学院経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 学校法人光星学院固定資産および物品管理規程

【資料 5-5-4】 学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱

本学における研究費の会計処理は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程」、「八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程」に基づき、適切に行われている。

【資料 5-5-5】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規程

【資料 5-5-6】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針

【資料 5-4-11】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程

【資料 5-4-9】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程

【資料 5-4-8】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程

【資料 5-4-10】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程

【資料 5-5-7】 八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程

予算編成については、両学科および各委員会が1月に翌年度の事業計画と予算原案を策定している。これに基づき、総務部財務課が中心となって各教育施設の担当部署と協議を重ね、法人全体の予算案を2月に作成し、常任理事会を経て3月の評議員会での意見聴取後、理事会で決定している。また、年度内における予算の追加、その他の変更を必要とする際は、補正予算の編成を行っている。平成30(2018)年度は11月の常任理事会、評議員会を経て理事会で議決した。

【資料 5-5-8】 平成30年度補正予算書

決定した予算および補正予算は、理事長から各教育施設長宛てに通知している。予算の執行（日々の会計処理）は、各教育施設の経理担当部署において指定日ごとに支払表を作成し、総務部財務課に提出、財務課で元帳に記帳処理する。払出・振込の決裁は財務担当部長・総務部長・事務局長を経て理事長が行い、財務課が全施設分を一括で処理する。決算については、財務課が会計年度終了後2ヵ月以内に決算書類案を作成し、監事による監査と公認会計士による監査を受けた後に理事会に上程し、そこで承認を受けてから評議員会に報告している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人は会計監査人による監査、監事による監査のほか、法人内に設置した監査室による内部監査、さらに会計監査人、監事および監査室との情報交換会を実施することにより、適切に監査業務を管理・運営している。

会計監査については、2人の公認会計士と年間を通じて計240時間の監査時間の契約をしており、期中監査・期末監査・現物実査をとおして、理事会議事録・評議員会議事録、会計関係帳簿・帳票類、決算関係書類、各種保管書類などの厳正な監査を受けている。

期中監査は、平成30(2018)年12月5日・6日に総務部・財務部、平成31(2019)年4月

17日に八戸学院光星高等学校で実施した。現物実査は、平成31(2019)年4月1日に八戸学院光星高等学校と総務部で行った。

会計監査においては、経理処理だけでなく、総務部・財務部保管書類、人事関係書類等についても指摘がなされるなど、事務処理全般にわたって厳正に実施された。「会計監査報告事項」については、令和元(2019)年5月24日に理事長以下各部署の課長以上の職員が一堂に集まり、公認会計士からの説明・講評を受けた。

監事は監事会を6回、監事監査(業務監査・会計監査)を7回実施した。監査室による内部監査は全施設を対象に実施している。

【資料 5-5-9】平成30年度監査報告書

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

会計監査および業務監査からの指摘事項に対しては、「部長会議」、「課長連絡会」で協議・検討の上、迅速に対応し改善する。

適正かつ効率の良い事務処理を行うに当たって、会計関連については総務部財務課が、他の業務については総務部総務課がそれぞれの担当職員に指導を行う。

【基準5の自己評価】

法人は「寄附行為」、「学校法人光星学院公益通報に関する規程」、「学校法人光星学院運営組織規程」などに基づき、組織体制を構築し適切に運営している。

「総合企画室会議」で改革計画の立案と第3次中期5ヵ年計画の継続審議事項などの検討を行い、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

環境保全については、法人全体で「節電・節水」に取り組み、人権保護や安全への配慮については、「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」、「危機管理規程」および「防火管理規程」に基づき、適切に行っている。

「寄附行為」第12条に基づき理事会を、また、同第17条に基づき、理事会の諮問機関として評議員会を設置している。理事会機能を補佐する会議として、「寄附行為施行細則」第5条に基づき常任理事会を設置している。

学長は本学の意思を常任理事会などに上程することにより、法人の運営に本学の意思が反映されるよう努めている。このように本学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制は整備され、適切に機能している。

理事会の決定事項は、運営会議および教授会で報告・周知されている。また理事会、評議員会および常任理事会の主催者である理事長は、教学部門の意思を的確に伝え、管理部門と教学部門との連携が図られている。

法人は中長期的な計画に基づき財務運営を行っている。理事会は第3次中期5ヵ年計画の継続審議事項の検討ならびに追加事項の審議において、ライフデザイン学科の廃止と、令和元(2019)年に介護福祉学科を開設することを決定した。法人全体の収支差額は、介護福祉学科の完成年度である令和2(2020)年度以降は、学納金の増収により収支差額がプラスになると試算されている。

法人の会計処理は「学校法人会計基準」、「学校法人光星学院経理規程」および「学校法人光星学院経理規程施行細則」によって、固定資産および物品等についての会計処理は「学

校法人光星学院固定資産および物品管理規程」によって、各施設が徴収する預り金等の費用に関する会計処理は「学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱」によって、各教育施設および総務部財務課で適切に行っている。

法人は会計監査人による監査、監事による監査のほか、法人内に設置した監査室による内部監査、さらに会計監査人、監事および監査室との情報交換会を実施することにより、適切に監査業務を管理・運営している。会計監査については、期中監査・期末監査・現物実査をとおして、理事会議事録・評議員会議事録、会計関係帳簿・帳票類・決算関係書類、総務部保管書類、人事関係書類など各種保管書類などの厳正な監査を行っている。